

特定外来生物等の第二次選定にあたっての基本的な考え方

平成 17 年 4 月 5 日
特定外来生物等専門家会合

1 第一次選定を踏まえた検討対象の考え方

第一次選定においては、生態系等への被害について科学的知見があり特定外来生物指定に向けての条件が整っている 37 種類を選定した。

第二次選定においては、第一次選定の際、「生態系等への影響について文献等で指摘があり、さらに知見・情報の充実に努める必要のある外来生物(要注意外来生物)」を主な検討対象とし、新たに知見が得られた種及び IUCN「世界の侵略的外来種ワースト 100」リストに掲げられた生物等についても、予防的観点から検討対象として取り上げる。

特定外来生物被害防止基本方針第 2 . 1 . ウにおいて、他法令上の措置により外来生物法と同等程度の規制がなされていると認められるものは、選定の対象としないこととされている。こうした他法令との関係を前提として、科学的知見の不足等により、他法令の規制対象かどうか明確でない生物について、本法の規制対象とする可能性がないか検討する。

〔セイヨウオオマルハナバチについては、年内程度を目途に指定についての検討作業を進める。〕

2 選定に当たっての検討方法

第二次選定作業においては、専門家会合の討議により生態系等への被害が確実と推定されるものについては、その生物学的根拠を記述しつつ、特定外来生物選定の検討に当たっての根拠として採用する。

各分類群グループ専門家会合においては、本基本的考え方を踏まえ、分類群ごとに作成した「外来生物の特徴と選定に際しての留意点」を改訂し、検討を行う。

3 第二次選定のスケジュール

4 月から分類群ごとの専門家グループ会合を開催し、7 月末に専門家全体会合を開催して第二次選定作業を終了する予定。なお、分類群ごとの進捗をみつつ、6 月上旬に全体会合を開催して中間的とりまとめを行う。